**平成２６年（フ）第２５２３号**
大阪府池田市井口堂３丁目８番12号
債務者　加藤淳一郎
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　ふみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２６９２号**
大阪市東淀川区井高野２丁目４―37　サンロード尾野102号、住民票上の住所大阪市東淀川区北江口１丁目１番58―111号
債務者　一益こと　瀧川　　崇
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名取　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７１９号**
大阪府摂津市鶴野２丁目９番２―203号　シャルム摂津
債務者　喫茶キャビンこと　齋藤　　勉
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３３０号**
広島市佐伯区坪井２丁目1360番地１　グランツ品草１―102号
債務者　奥田須美江
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　幸輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３６８号**
広島市南区西蟹屋２丁目８番12号
債務者　山本　憲男
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４０１号**
広島市西区三篠町３丁目12番18―805号　ベルビイ三篠
債務者　田尾　　晃
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第５２３号**
広島県東広島市黒瀬町大多田370番地62
債務者　和久利伸吾
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第５２８号**
広島市中区舟入幸町20番26―503号
債務者　木村　広成
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺西　環江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８８号**
高知県南国市稲生2625番地３
債務者　下元　英典
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　啓明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第２１４号**
高知市一宮西町１丁目22番８号
債務者　長﨑　俊之
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川竹　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１６０号**
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目75番地525
債務者　穂満　　望
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　弘毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第５１号**
島根県出雲市中野町877番地５
債務者　福留　　潤
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　晴夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２６年（フ）第３４号**
北海道紋別郡湧別町中湧別南町415番地の１
債務者　工藤健三郎
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２６年（フ）第１４４号**
香川県小豆郡土庄町豊島唐櫃2626番地２
債務者　水口　美鈴（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相本　茉樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第６４号**
山形県東村山郡山辺町大字山辺675―１、住民票上の住所山形市蔵王半郷423番地の８
債務者　渡邊　繁子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２０５号**
函館市美原２丁目24番１号
債務者　成田　龍二
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第３７号**
岩手県陸前高田市高田町字鳴石５番地１　第一中学校仮設住宅23―２号、住民票上の住所岩手県陸前高田市高田町字鳴石53番地22
債務者　佐々木陽彦
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部